

静岡県告示第546号

特定不妊治療費補助金交付要綱（平成16年静岡県告示第648号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に関する特例)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急変し、夫及び妻の令和2年の所得の合計額が730万円未満となると見込まれる夫婦（令和3年3月31日までに交付申請書を提出したものに限り。）にあつては、第3(3)は適用しない。この場合において、第6(1)オ中「所得証明書」とあるのは、「所得証明書及び令和2年の所得が急変したことを確認できる書類」とする。</u></p> <p>5 <u>新型コロナウイルス感染症の感染の防止の観点から治療を延期し、交付申請書の提出が令和2年6月以降となった夫婦であつて夫及び妻の令和元年の所得の合計額が730万円以上であるもの（令和3年3月31日までに交付申請書を提出したものに限り。）にあつては、第3(3)中「前年（1月から5月までの間に申請しようとする場合にあつては、前々年）」とあるのは「平成30年」と、第6(1)オ中「前年（1月から5月までの間に申請しようとする場合にあつては、前々年）」とあるのは「平成30年及び令和元年」とする。</u></p> <p>6 <u>前2項の場合において、所得の範囲については児童手当法施行令第2条の規定を、所得の額の計算方法については同令第3条の規定をそれぞれ準用する。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。